

大口定期(自由金利型定期預金)規定

青梅信用金庫

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に指定口座へ入金します。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および、次の①又は②により算出した利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合

次のA、B、Cの方式による利率(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下切り捨て)のうち、最も低い利率。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率×70%

$$(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)$$

$$C. \text{ 約定利率} \quad - \quad \frac{\text{預入日数}}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率。

②預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合

次のA、Bの方式による利率(A、Bの算式により計算した利率の小数点第4位以下切捨て)のうち、最も低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

A. 約定利率×70%

$$(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)$$

$$B. \text{ 約定利率} \quad - \quad \frac{\text{預入日数}}{\text{預入日数}}$$

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取り扱います。

5. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2020年 9月 1日現在)

以上